

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則第18条・19条の規定により学校感染症に罹った場合、他の生徒に感染するおそれのある間、出席停止となり登校してはいけないことになっています。医師の証明する期間については出席停止とし欠席にはなりませんので治療に専念してください。

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) 〈出席停止の期間〉治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。 ■インフルエンザ罹患報告書について 百日咳…特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 麻疹…解熱した後3日を経過するまで。 流行性耳下腺炎…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 風疹…発疹が消失するまで。 水痘…すべての発疹が痂皮化するまで。 咽頭結膜熱…主要症状が消退した後2日を経過するまで。 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)…)…発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 ☆条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など 〈出席停止の期間〉病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

出席停止の期間は基準が定められていますが、病状には個人差もありますので合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するように留意ください。

出席停止の手続き

- ①学校感染症に感染したと(疑いを含む)医師から診断を受けた場合は、速やかに担任へ連絡してください。
 - ②医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで、家庭で療養をしてください。
また、感染を防止するために出席停止の期間中は、友人との接触は避けてください。
 - ③感染のおそれなくなったら、医師に「**治癒証明書**」を記入してもらい、登校時、担任に提出してください(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する治癒証明書は不要です)。
■インフルエンザ罹患報告書について(治癒証明の代わりとして)
インフルエンザが治ったかどうか確認するための医療機関への受診及び治癒証明書の取得は不要になりました。その代替として「**インフルエンザ罹患報告書**」が必要になりましたので、保護者の方で記入し、再登校するときに担任へ提出をお願いします。
- * 治癒証明書・インフルエンザ罹患報告書の用紙は、本校のホームページからダウンロードできます。